別表第一号一⑶アの表中

「

第二条第一項第五十七号の三の無線設備
○
○
○
○
○
○

」

を

「

第二条第一項第五十七号の三の無線設備	第二条第一項第五十七号の四の無線設備
○	○
○	○
○	○
○	○
○	
○	○

」

に改め、同表の注ウ中「又は第五十七号の三」を「、第五十七号の三又は第五十七号の四」に改め、「設備規則」の下に「第三十七条、」を加える。

別表第二号第六中「又は第57号の２」を「、第57号の２又は第57号の４」に改め、同第六の表注１中「１の欄は」の次に「、「超短波放送標準方式」、「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送標準方式」」を加え、同表注２中「Ｘ７Ｗ　0.1W（固定減衰器使用、0.05W）
Ｘ７Ｗ　0.001Wから0.05Wまで（可変減衰器使用）」を「Ｆ８Ｅ　１W（固定減衰器使用、0.25W）
Ｆ８Ｅ　0.001Wから0.25Wまで（可変減衰器使用）
Ｘ７Ｗ　0.1W（固定減衰器使用、0.05W）
Ｘ７Ｗ　0.001Wから0.05Wまで（可変減衰器使用）」に改め、同表注３中「２の⑵の欄は、」の次に「「Ｆ８Ｅ　76.1MHzから94.9MHzまで」又は」を加え、同表注７を次のように改める。

７　３の⑴の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は６dB低下の幅を、470MHz以上の場合は３dB低下の幅を記載すること。また、２以上の受信機を有する場合は、各受信機の通過帯域幅を記載すること。

別表第二号第六の表注10を次のように改める。

10　４の⑵の欄は、相対利得で表示すること。ただし、中波放送の周波数の電波を受信するものにあつては、短小垂直空中線に対する利得（dB）を記載すること。

別表第二号第六の表注12⑴中「設備規則」を「第２条第１項第57号又は第57号の２に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則」に改め、同注12⑵中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同注12に次のように加える。

⑶　第２条第１項第57号の４に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、設備規則別図第２号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。

別表第二号第六の表注13⑴を次のように改める。

⑴　７の欄の⑴の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。ただし、第２条第１項第57号の２に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の２に規定する有線テレビジョン放送施設等に限り記載を要しない。